

## 我孫子市我孫子北地区高齢者なんでも相談室運営業務委託のプロポーザル募集要項

我孫子市公募型プロポーザル実施要綱（平成20年告示第24号）に基づき、次のとおり募集します。

### 1 公募の趣旨

我孫子市（以下「市」という。）では、市内5箇所に設置している地域包括支援センターの業務を委託し、高齢者に関わる様々な相談に応じています。市の地域包括支援センターは、高齢者やその家族が相談しやすい窓口とするため、「高齢者なんでも相談室」という名称としています。

この度、市の北西部に設置している我孫子北地区高齢者なんでも相談室については、令和9年3月末をもって現受託法人の委託期間の満了となります。これに伴い、我孫子市我孫子北地区高齢者なんでも相談室運営業務（以下「業務」という。）の受託を希望する法人を募集するものです。

この要項は、業務を委託する事業者（以下「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式により選考する必要な手続き等について定めるものです。

### 2 委託の概要

#### (1) 件名

我孫子市我孫子北地区高齢者なんでも相談室運営業務委託

#### (2) 業務内容と人員配置等

別紙「我孫子北地区高齢者なんでも相談室運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 委託期間

令和9年1月5日から令和10年3月31日

令和9年1月5日から令和9年3月31日までは準備期間とし、4月1日から速やかに運営が行えるよう必要な準備行為（研修、引継ぎ等）を事前準備として行うものとする。

#### (4) 相談室担当圏域

布施、布施下、弁天下、久寺家、根戸（鉄道線路以北）、つくし野、台田、我孫子（鉄道線路以北）、並木

#### (5) 業務履行場所（予定）

ア 受注者が以下の場所に設置する。

- ① 名称 我孫子市我孫子北地区高齢者なんでも相談室
- ② 所在地 千葉県我孫子市我孫子4丁目5番28号 山長第6ビル1階
- ③ 建物概要  
建物構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建  
1階全体面積82.41㎡

イ アにある予定する場所に設置することが出来ない事情が生じたときには市と協議の上、受注者は市が指定する担当圏域内に設置すること。

#### (6) 運営財源

運営財源については、市からの委託料、介護予防ケアマネジメント費（第1号介護予防支援事業）及び介護報酬（指定介護予防支援）による。

##### ア 委託料の額

次の提案上限金額以下で受託者の見積額とします。

提案上限金額	43,405,000円（消費税及び地方消費税 非課税） 内訳 令和8年度4,455,000円 令和9年度38,950,000円
--------	---

（尚、第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務にかかる人件費や運営費等については委託料には含めないものとする。）

##### イ 委託料の支払方法

委託料は、受注者からの請求により支払をする。支払い時期、金額、方法は契約で取り決める。

### 3 応募の手続きについて

#### (1) 応募資格

令和8年4月1日現在、法人格を有し、かつ次のアからケまでに掲げる要件を全て満たしていることとする。

ア 地域包括支援センター（高齢者なんでも相談室）を直接運営できる法人であること。

イ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に規定する、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であること。

ウ 下記のいずれかの運営実績を有していること。

- ① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人介護支援センター事業の市内における運営実績があること。
- ② 市内において、介護サービス（介護予防）福祉用具貸与及び特定（介護予防）福祉用具販売は除く。）を提供する事業所を有し、かつ、当該事業所におけるサービス提供実績が5年以上（令和8年4月1日現在）であること。

- ③ 市又は他市町村からの地域包括支援センターを受託した実績があること。
- エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第2項の規定に該当しないこと。
- オ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている法人でないこと。
- キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ク 提案募集関係書類交付開始日から受託候補者決定日までの間、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。

## (2) 失格事由

応募法人に次の行為があった場合は失格（選考対象から除外）とする。受託候補者の決定後であったとしても、その決定を取り消す場合があります。

- ア 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募事業者又はその関係者が選考前、選考中及び選考後、直接的若しくは間接的な手段を問わず、選考委員に接触した場合
- イ 事業者選考終了までに、他の応募法人と提出書類の内容又はその意思について相談、確認を行った場合
- ウ 指定した日時のプレゼンテーション審査に不参加の場合
- エ 提出書類に虚偽の記載、不正を行った場合
- オ 「誓約書」（様式3）に虚偽があった場合
- カ 応募法人及びその関係者が選考に対する不当な要求を行った場合
- キ その他、選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## (3) 応募方法

### ア 公表

令和8年6月1日（月）

### イ 応募受付

令和8年6月16日（火）～19日（金）午前8時30分から午後5時まで事務局あてに郵送（送達の記録がされる送付方法に限る。6月19日消印有効）してください。不備がある場合には受付できません。

### ウ 提出部数

原本1部及び副本を7部

### エ 提出書類

応募書類目録（様式1）のとおり。

証明書類は、証明年月日が書類提出時の3ヶ月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。証明書独自に有効期限があるものについては、この限りではありません。なお、写しでも差し支えありません。

オ その他留意点

- ① 提出書類はA4縦型リングファイル（2穴）に左綴じとします。ファイルの表紙及び背表紙に「我孫子北地区高齢者なんでも相談室運營業務委託応募申込書」「法人名」「正本又は副本（表紙のみ）」を記載し、各書類等の間には仕切りとして提出書類番号を記したインデックスを付けてください。
- ② 各様式は、特に指定がない場合、令和8年4月1日現在で記入してください。
- ③ 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- ④ 提出後の書類の追加及び変更は認めません。
- ⑤ 書類提出にかかる費用は、応募者負担とします。

(4) 質問方法

この要項及び様式等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式9）を提出してください。

ア 提出期間

令和8年6月1日（月）～6月10日（水）午前8時30分から午後5時まで（期間外の質問は受付できません。）

イ 提出方法

事務局まで質問書（様式9）を電子メールにより提出してください。メールタイトルを「我孫子北地区高齢者なんでも相談室運營業務委託募集質問書（法人名）」とし、事務局への電話で受信の確認を行ってください。

E-mailアドレス [abk\\_koureishashien@city.abiko.chiba.jp](mailto:abk_koureishashien@city.abiko.chiba.jp)

ウ 回答方法

6月15日（月）に、質問・回答内容（質問者を特定する部分を除く。）をホームページ上に公表する予定です。

(5) 選考方法等

ア 選考方法

- ① 「公募型プロポーザル方式」により選考を行います。
- ② 定められた期間内に不備なく申請書類を提出した応募者に対して、我孫子市地域包括支援センター業務委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーション審査を行ない、総合的に判断し選定します。
- ③ 配点は1人最大で180点とし、選定委員会の各委員の採点を合計した数の平均が108点以上であり（ボーダーライン）、かつ、各委員

の採点を合計した最高得点を獲得した事業者を受託候補者とします。

- ④ 最高得点を獲得した事業者が2者以上となった場合は、見積額の評価を除いた提案内容の評価により決定します。
- ⑤ 応募事業者が1事業者であった場合でも、選考基準に基づく審査を行い、選考委員会の各委員の採点を合計した数の平均が108点以上である場合は、受託候補者とします。
- ⑥ 事業者の応募がない場合又は受託候補者が決定しない場合は、再度公募を行うことがあります。
- ⑦ 受託候補者が決定された後に契約内容の協議が整わない場合又は辞退した場合は、次順位の事業者を受託候補者として協議を行います。

#### イ プレゼンテーション審査の実施

##### ① 出席者

1応募者につき3名以内とし、コンサルタント等、応募事業者の職員でない者の参加は認めません。3名の内、少なくとも1名は、配置を予定している3職種の職員が出席するよう努めてください。

##### ② 内容

応募申請書類の内容に沿ってプレゼンテーション(30分以内)を行い、質疑応答(15分程度)を行います。机、椅子、プロジェクター、スクリーン、電源は市が用意します。その他、パソコン等を使用される場合は、応募事業者において用意してください。

##### ③ 開催日時

令和8年7月16日(予定)に開催します。具体的な開催日時・場所については、応募書類受付期間終了後、電子メールにて通知します。

#### ウ 審査の選考基準

別紙1のとおり

#### (6) 受託候補者の決定等

##### ア 選考結果の通知及び公表

選考結果は、応募事業者に対して、令和8年8月上旬に文書にて通知します。

##### イ 契約の締結

- ① 市と協議調整の上、選考委員会で決定した最優秀提案事業者と本業務の契約締結交渉を行います。
- ② 令和8年10月(予定)に契約の締結を予定しています。

##### ウ 選考結果の公表

契約を締結した後、市ホームページにおいて、閲覧に供する方法により選考結果を公表します。

#### (7) 留意事項

ア 受託者は、介護保険法第115条の46の規定に基づき、指定介護予防支援業務を実施するため、設置した高齢者なんでも相談室において、市の

- 指定介護予防支援事業所の指定を受ける必要があります。
- イ この応募に関して生じた、応募者の損害等については、市は一切これを補償しません。
  - ウ 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届の提出が必要です。（様式は任意）
  - エ 審査の途中経過、審査結果及び選考結果に対する質問及び異議申立て等については、一切応じられません。
  - オ 企画提案に係る費用は、無償とします。
  - カ プロポーザル結果表については、特定された者及び特定されなかった全ての者の名称及び評価点を原則公表します。ただし、選定委員会において、特別な理由により特定されなかった者の名称を公表しないと決定したときは、この限りではありません。
  - キ 企画提案書は、プロポーザル以外で出席者に無断で使用しないものとします。
  - ク 企画提案書は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に複製を作成することがあります。
  - ケ 企画提案書に記載した配置予定の職員は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができません。
  - コ 契約に当たり、特定された事業者（以下「契約予定者」という。）から提案があった内容を踏まえ、再度見積書の提出を求めます。契約予定者は、発注課からの見積依頼に基づき見積書を提出します。この際、見積書の金額は、原則としてプロポーザルの際に提出された見積書の金額以下とします。（契約は単年度とし、我孫子市地域包括支援センター運営協議会において業務良好と承認された場合には、次年度以降も随意契約の予定とする。）
  - サ 本事業の実施時期に係わらず、契約は、プロポーザルを実施した年度内に行います。
  - シ 契約書及び約款は、原則として市規定のものを用います（市ホームページ＞事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約制度＞契約書様式等に掲載）。

## (8) 事務局

我孫子市役所 健康福祉部 高齢者支援課 地域包括ケア係

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地

電話 04-7185-1112

FAX 04-7186-3322

E-mailアドレス [abk\\_koureishashien@city.abiko.chiba.jp](mailto:abk_koureishashien@city.abiko.chiba.jp)

我孫子市我孫子北地区高齢者なんでも相談室運營業務委託に係る  
事業者選考基準

<b>1. 法人概要・基本理念（配点：15点）</b>	
①応募理由	様式 4
②法人として地域づくりの考え方についてどのような視点で地域包括支援センターを運営していくか	様式 4
<b>2. 法人実績（配点：30点）</b>	
①我孫子市内における介護保険サービスの提供実績	様式 5
②地域包括支援センター業務の受託実績	様式 5
② 法人の経営状況	
<b>3. 事業方針（配点：40点）</b>	
①総合相談業務	様式6-1
②地域におけるネットワークの構築について	様式6-1
③権利擁護業務	様式6-1
④包括的継続的ケアマネジメント業務	様式6-2
⑤第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業	様式6-2
⑥チームアプローチの取り組みについて	様式6-2
⑦担当地域の特性や地域課題の捉え方と地域課題解決に向けた方策。各地域にある社会資源を活用した事業展開について	様式6-3
<b>4. リスク管理（配点：20点）</b>	
①24時間体制の確保	様式6-4
②事故・緊急時の対応	様式6-4
③苦情対応	様式6-4
④個人情報保護、管理	様式6-4
<b>5. 職員配置（配点：30点）</b>	
①職員の配置及び欠員が生じた場合の体制確保は適切か	様式7-1
②職員の資質向上・専門性の向上に向けた取り組み	様式7-1
③保健師その他これに準ずる者が確保されているか	様式7-2
④社会福祉士その他これに準ずる者が確保されているか	様式7-3
⑤主任介護支援専門員が確保されているか	様式7-4
<b>6. 見積額（配点：45点）</b>	様式8

## 我孫子北地区の担当圏域の情報

## 1. 高齢者人口等（令和8年1月1日現在）

	65歳から74歳	75歳以上	65歳以上 (再掲)	地区人口	高齢化率
我孫子北地区	3,386人	6,111人	9,497人	32,982人	28.8%

## 2. 相談実績（我孫子北地区 令和7年4月から令和8年3月分）

内 容	件数（延べ）
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	2,417
介護予防に関する相談	26
介護保険のサービスに関する相談	3,473
介護保険以外のサービスに関する相談	851
サービス・支援者への苦情・不満に関する相談	49
日常の困りごと・話を聞いてほしい・その他の相談	397
介護負担・介護疲れ・介護離職・介護うつに関する相談	14
8050問題に関連する相談	8
生活困窮・経済的な課題・債務・滞納・住宅喪失・支払い等	117
認知症に関する相談	204
健康・医療に関する相談（認知症以外）	296
安否確認・状況確認・孤立死対応の相談	310
虐待・虐待の疑い	53
成年後見制度・金銭管理・終活・死後事務・相続・遺言等	85
消費者被害・消費者トラブル・契約トラブル等	34
計	8,334

## 3. 介護予防サービス計画作成件数（我孫子北地区 令和8年1月請求実数）

	全数	(直接)	(委託)
我孫子北地区	268	103	165